

第7号議案 令和2年度事業計画 審議の件

令和2年度事業方針大綱

愛知県土地家屋調査士会
会長 伊藤直樹

本総会を前に、愛知会会員の幸せと、私達が仕事を介して国民に何をさせていただけけるものか。この想いを邪魔する新型コロナウイルス感染症との全面的な戦いのまっただ中に発信することになりました。

全く予断を許さない毎が続きますが、貴会員の本日現在の業務環境はいかなる状況でしょうか。愛知会定時総会当日、新型コロナウイルス感染症による想定外の大異変が継続しているのであれば、私達の土地家屋調査士業界をも揺るがし、この大綱も氷解してしまうかもしれせん。

ただ、はっきりしているのは、このような青天の霹靂を前に、少々前から起草した組織改革による即断即決しうる、「意思決定機関のスリム化」、という大綱は、本総会前後の混乱があるかないかは別としても、必ずや会長責任として、令和2年度中に形にしなければならない。

今、改めて決意を固めています。

令和2年以降の愛知会は、どのような方向へ向かうべきであろうか、私なりに全国を俯瞰し、愛知を熟視し、三位一体も考慮の上、幾度も進路を探ってみました。

私たちの制度の70周年を迎える喜びと、この先の隆盛を願うならば、まず、会として将来に向けて欠くことのできないことは、第一義テーマを愛知会の「組織改革」と定めます。

2年前に会員の皆様にご承認をいただいた当会の財源見直しは、令和2年より2号会費の徴収へと実行しますが、併せて行っていくことを公言した本会執行の事業仕分けについては、当会を巡る環境の中、これからの変革に関し、常に即断即決して、全国を先導することをもできるだけの決済システムを目指し、現在の組織を、シンプル、かつスリム化を図りたいと考えています。

国民の皆様から、この先も現在の有り様で土地家屋調査士制度が国家資格者として信任されていけるか疑問です。既に受験者減少の堤は、自然に任せるならば決壊する状況です。また、ADRや現在の公嘱登記に参加する同輩達を取り巻く現状に立ち向かう潜望鏡の視界不良に関しても、甚だ私たち愛知会の問題意識の持ち様や焦りからすれば、他会のそれは手当の余地があるのかどうか、大いに心配をするしかない。そんな全国の様に関し、現状打破を、維新の志をもって提言することなく、愛知会内だけにとどまる議論をこの先も続けて良いものかどうか。

全国の単位会の中においての我が会の立ち位置は、これまでの過去をかつての江戸時代 260 年＝私達の 70 年と考えた場合、令和 2 年度はいわば明治維新の如く初めての变革となり、愛知会がその芯を務めることを求められます。

現在の志ある役員 of 皆さん始め、全 1,100 名の問題意識が全国の仲間に伝えられるのであれば、早晩、危機的状況から少しずつでも回復の途が見いだされるのではないのでしょうか。

愛知会から全国へ伝播することすら無くなれば、歴史的常道のごとく、この船は沈没をしていくことを、兼務会長の私が確信していることを申し上げます。

会長就任以来、ガラパゴスという言葉を用いてきましたが、逆にこれからの私たち愛知会は、全国の仲間に対し、諸々発信することがミッションであると考えます。

この制度の今後について安穩と考えることだけは、私たち愛知会会員は捨てなければならない。このまま行けば、崖から落ちるのみ。

具体策を幾つか

- 1 法務行政、特に登記の重要性を国民に再考、周知を図る
- 2 スリムな意思決定組織の構築
- 3 三位一体の促進、そして会員間の情報公開を当たり前
- 4 財政再建後、目指すべきは社会貢献を重んずくとする、目的意識を持った制度参加
- 5 帰属意識のため、改めて、支部の活性化
- 6 これまでの当たり前との決別、取捨選択の実行
- 7 年次研修を始め、免許更新を徹底
- 8 ボランティア精神を喚起し、被害家屋認定研修に参加
- 9 70 周年記念事業を、明日の仲間のために盛り上げる

総論として、令和 2 年度一年で片付けられることはなくとも、意識していただきたい策を並べ、一人でもがむしゃらになって、立ち上がってきてもらえるであろう、当会の維新の志士の覚醒に期待いたします。

本大綱のラストでは、後進への途を語らせていただきましたが、この令和 2 年度は、コロナ対応という想定外の仕置きを用いて、私達の業界の自由なる变革を簡単には許してくれるつもりはないようです。

このような状況だからこそ、愛知会として一致団結し、前進してまいりましょう。

総務部

令和2年度事業計画

総務部長 阪野照定

令和2年度事業方針大綱に基づき、会員が常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務が行えるよう、各部・各支部と連携を強化し、電子メール・ホームページ等を介して迅速性を高めた情報の伝達手段の浸透に注力していきます。常に更新が繰り返される情報に対して、正確・丁寧な発信を心がけ会員の業務の下支えとなるべく情報発信に努めます。

また毎年のように起きる自然災害に対して、順応できる組織の構築を目指します。現行の事務機能を正しく評価し、必要に応じた整備を検討してBCP(事業継続計画)の策定を始めます。復旧、復興、事前復興に参画していくことは社会的責務ですが、特に国家資格者として専門職能を活かした減災・防災対策に取り組み、公嘱協会や政治連盟と連携し、愛知県との基本協定の締結を契機に社会貢献活動に取り組む準備を検討してまいります。

1 事務局の強化

- (1) 事務局内のシステム見直しを継続し、事務の合理化・適正化を推進する。
- (2) 事務局職員の育成のため、研修及び研鑽を支援し、コミュニケーション能力の向上と、意識改革を図る。
- (3) 就業規則の見直しを実施する。
- (4) 公嘱協会をはじめ他会等の事務局との交流を深め、情報交換を実施する。

2 組織の運営と管理

- (1) 本会の企画立案・意思決定・執行機関のあり方及び組織形態について検討する。
- (2) 無駄のない会務運営ができるよう、各部及び各支部等と連携し検討する。
- (3) 財務部と協力し、会員の減少を見据えた対応策の検討をする。
- (4) 会員への電子メールやWEBを利用した業務関連情報の伝達方法の浸透を強化して迅速性と効率性を高めたオンライン環境の定着を目指す。
- (5) 文書を整理し、文書管理を徹底する。
- (6) 災害時等における連絡体制など実践を想定した活動指針を検討する。
- (7) 柔軟性を備えた会議や研修の確立を目指し、WEB技術を活用した会議や総会、研修などの具体的な環境整備について検討する。
- (8) 会員名簿及び会員証を発行する。

3 被害家屋認定士への支援

愛知県との災害協定締結を契機に、被害家屋認定士養成に関して支援を行う。

4 相談及び苦情処理体制

相談室において、来会者及び電話相談者に迅速に対応し、また、会員及び市民からの相談等に対応する。

5 「委員会等」への支援

- (1) 「あいち境界問題相談センター運営委員会」及び「災害時対策運営委員会」への支援等を行う。

- (2) 関係法規集を発刊するに際して、「規則整備委員会」を必要に応じて開催する。
- (3) 「事務局運営委員会」等を必要に応じて開催する。

6 法調事務打合せ会

本会及び会員の事務手続が円滑に行われるよう、法務局と必要に応じて協議する。

7 隣接団体等との意見交換

公嘱協会、政治連盟その他関連団体と意見交換を行う。

8 他会との連携

中部ブロック協議会(愛知・三重・岐阜・福井・石川・富山)、葉月の会(愛知・札幌・宮城・神奈川・大阪・高知・福岡)、愛知・東京・大阪三会会長会議等の協議会に参加し、意見、情報交換を行う。

東海4県(愛知・岐阜・三重・静岡)の単位会での会議を開催し意見交換を行う。WEB会議を隔年で開催することを見据え、その方法について検討を開始する。

9 全国無料相談会、土地家屋調査士法施行規則第39条の2に基づく実態調査の協力

法務局主催の全国無料相談会及び調査士の日における一斉相談会並びに調査士法に基づく命令の規定に違反する事実の有無についての実態調査に協力する。

10 調査士会館の整備

- (1) 会館セキュリティについて検討し、必要に応じ実施する。
- (2) 公嘱協会事務局の会館への招致の協議を継続し、実施を見据えた準備をする。
- (3) 将来の会館修繕に備える。
- (4) 通信機器の現状を診断し、必要に応じたサイバーセキュリティを強化する。

11 その他

連合会、中部ブロック協議会からの情報伝達に努める。

支部長会議へ協力する。

ソフトボール大会の協力方法を検討する。

財 務 部

令和2年度事業計画

財務部長 渡辺 創

事業計画・予算案に則した適正な財務運営を進めていきます。令和元年度の1号会費の値上げに続き、令和2年度は2号会費の徴収の実行によって財源が確保されますが、継続して支出の削減を強く推進しつつ、積極的な事業展開を効率的に行えるように必要な改革を実行していきます。

(経理関係)

1 総務部との連携による財政及び組織全般の検討

- (1) 財政基盤の健全化を図り、組織の形態について検討する。
- (2) 総務部と連携し、一般社団法人調査士愛知協働会へ収益事業の移管を推進する。
- (3) 支部組織について、経理関係を主とした検討資料を作成し、支部と継続的に協議を行う。

2 収支及び資産状況の把握と管理

- (1) 毎月の細小科目別の収支管理を行い、各部へ執行管理情報を提供する。
- (2) 戸籍等職務上請求書の在庫及び販売を管理する。
- (3) 資料センターに保管されている資料等の開示手続を一般社団法人調査士愛知協働会へ適切に移管する。
- (4) 監査会を実施する(年2回)。
- (5) 顧問公認会計士と協議をする。
- (6) ホームページ上に財務諸表を公開する。

3 会計規程の厳守

会計規程を遵守し、支出の節約を促して適正な執行を図る。

4 会費納入の管理

- (1) 会費に関して必要な規則等を整備し、会員への周知徹底を図る。
- (2) 適正な会費納入を促すとともに、未納会員への調査を実施する。
- (3) 会費徴収管理調書に基づき入金情報管理の徹底を図る。
- (4) 会費徴収に関する事務処理の効率化を図る。

5 大規模災害への備え

- (1) 災害対策マニュアルに従い、非常時用物資を必要に応じ確保する。
- (2) 連合会による「大規模災害共済基金」を行うとともに、愛知会として災害時における派遣要請に対する所得補償等を見据え大規模災害対策積立預金を実施する。

(福利厚生関係)

6 各種同好会・親睦事業への助成協力

支部対抗ソフトボール大会等への助成・助言を行う。

7 福利厚生

- (1) 新型コロナウイルス等感染症被害に対する見舞金を検討し、慶弔規則等について見直し

を行う。

- (2) 会員へ健康診断を奨励し、助成金を支出する。事務職員の健康診断を徹底する。
- (3) 慶弔、祝い金を支給する。
- (4) 突発災害の被害者への即時対応を図り、見舞金を支給する。

8 保険・年金への加入促進

- (1) 損害賠償保険、傷害保険の加入促進のため、一般社団法人調査士愛知協働会が推奨する各種保険の取り扱いを支援する。
- (2) 全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入を促進する。

企 画 部

令和2年度事業計画

企画部長 諸岡佳昭

令和2年度に施行される改正土地家屋調査士法には、使命規定として「調査士は土地の筆界を明らかにする業務の専門家」という文言が明記されました。企画部としては「適正な業務を行い、正当な報酬を得る」環境を整えることは勿論、筆界についての調査・研究をこれまで以上に進めていきます。

また、令和元年度から正式稼働した「業務サポートセンター」について、法務局への相談の前置的な役割を果たすとともに、蓄積した相談事例を開示する方法を検討していきます。

一方、土地家屋調査士法制定70周年記念事業として、愛知会独自に国土交通省による地域福利増進事業の活動に取り組んでいくことにより、土地家屋調査士制度による社会貢献及びPRにつなげてまいります。

1 土地家屋調査士業務に関する指導・連絡等

- (1) 「調査・測量実施要領」に関する事項の指導・連絡を行う。
- (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項の指導・連絡を行う。
- (3) 登記測量に関する事項の指導・連絡を行う。
- (4) 筆界特定制度と調査士会ADRとの連携についての調査・研究を行う。
- (5) 調査士の附帯関連業務に関する調査・研究を行う。
- (6) 狭あい道路の解消に向けての提言を行う。

2 資料センターの運用

- (1) 資料センター運営委員会への協力を行う。
- (2) 退会する会員の測量資料等について対応する。

3 筆界特定制度への対応

- (1) 筆界特定制度に関する研修会等への協力を行う。
- (2) 筆界調査委員、鑑定実施員等の養成、意見書等作成の為の講座を企画し、運営に当たる。

4 業務サポートセンター

土地に関する調査・測量業務又は登記申請業務についての相談に応じることを通して、会員の適正な業務の推進を図るとともに、あいち境界問題相談センターの活用にもつなげる。

5 愛知会による土地家屋調査士法制定70周年記念事業

70周年記念事業PTにて国土交通省による地域福利増進事業を活用し、所有者不明土地の有効利用に向けた取り組みを行う。

6 その他

- (1) 官公署との円滑な関係を維持するため、連携を図る。
- (2) 名古屋市内の測量履歴の収集及び開示を行う。
- (3) 変則型登記がされている土地の解消を始めとする、所有者不明土地問題に対応する。
- (4) ADR認定調査士制度の活用について検討する。

研 究 所

令和2年度事業計画

研究所所長 江口 滋

研究所が設立されて令和2年度で4年目に入ります。

世界の情勢を見ると混沌として、全く不安な状況にあり、また世界の環境や気候を見るとほぼ限界に来ているように実感されます。

ゆえに世界の流れを大きく変える必要があることをかなりの人たちは意識しかけ、実際にその流れが僅かではあるが変わりつつあります。

しかし、日本を含め世界の経済大国のほとんどが、未だ、これまで同様の金融資本中心の経済大国、あるいは脱人間化とも思われる IT 経済国家を目指して、反省していないように見えます。

また、これらの状況はこれまでのように宗教やイデオロギーでは片付かない事態に入っているにもかかわらず、そのことを意識していない中で旧態依然の政治がなされているということでもあるといえます。全く人類にとって不幸な状況を生んでいるのではないのでしょうか。

地球環境の危機を意識していれば、そこに求められるのは人道的で豊かな世界への方向性であり、意識改革であります。それは待ったなしですが。

さて、翻って私達土地家屋調査士の状況を考えてみた時にもこれまで通りの意識を改める必要も待ったなしであります。

研究所の目的は「土地家屋調査士の明日を見つめ続け、業務の改善進歩のために新たな提案を担う」という役割が第一であります。

今年度の研究所の調査・研究項目は下記のとおりですが、昨年のアンケート結果にひるまず土地家屋調査士業の使命感を踏まえて、社会の幸福感にまでその研究成果が及ぶような調査・研究になればよいと考えています。

旧態依然を打破する視点を持って、人としての在り方、豊かな生き方を見つめられたらと思います。

「真に心豊かな社会を目指して」

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する調査・研究

- (1) 調査士業務の実状と将来業務に関する調査・研究を行う。
- (2) 不動産の表示に関する登記及び測量技術の調査・研究を行う。
- (3) 筆界を導くための手法とともに、実務に役立つ書籍を編纂する。
- (4) 研究成果を取りまとめ、会員へ発信する。

2 グループ研究

- (1) 調査士の附帯関連業務から、調査士が将来にわたって行うべき業務を検討する。
- (2) 地積測量図や測量成果の取扱い等に関する調査・研究を行う。
- (3) 調査測量作業マニュアルについて、現在の測量事情に則した形に見直しをする。
- (4) 越境状態の取り扱いについて、調査・研究のとりまとめを行う。

研 修 部

令和2年度事業計画

研修部長 清原淳司

令和2年度は「内容と機会の充実」に加え、本会へ業務に対する苦情案件が多数寄せられる現状を鑑み、倫理を柱とし、概ね5年毎に会員に受講を義務付ける「年次研修制度」を導入し、会員全員の倫理観の向上を図ります。加えて、研修意欲及び資質並びに帰属意識の向上も目指します。

定例研修会は、令和元年度並み回数で開催を計画し、出席しやすい環境づくりの一環として、できる限り複数会場で実施します。

1 研修内容

- (1) 土地家屋調査士業務(付随業務含む)
- (2) 土地家屋調査士倫理
- (3) 土地家屋調査士法第25条第2項
- (4) 日本土地家屋調査士会連合会伝達研修
- (5) 基準点及び基本三角点等を利用した測量
- (6) 民法
- (7) 鑑定講座
- (8) その他

以上を主な内容とする。

研修内容により定例研修又は研究所特別研修として開催し、一部有料にて行う。

2 定例研修

令和2年度は、年4回程度を計画・開催し、出来る限り補助者の参加できる機会を設ける。

3 新入会員業務研修

新入会員業務研修委員会が策定したカリキュラム(現場での立会業務を柱とした内容)に基づき、おおむね登録後1年以内の会員を対象に開催する。

研修部は委員会の運営の補助をし、研修当日はスタッフ及び講師として参加する。

日調連による中央実施型の2泊3日研修が2年目を迎えるなか、中部ブロックと協力して、独自の研修体制を検討する。

4 年次研修

年次研修委員会が策定したカリキュラム(職業倫理、会則等)に基づき、11月頃に開催する。

5 入会時研修

新入会員の入会時研修を適宜実施する。研修部員全員が担当できる体制を作る。

6 支部別研修担当者会議

各支部の令和元年度研修活動報告をし、本会と支部の研修内容、時期が重複することを避け、令和2年度の支部研修会の参考とする。また支部に伝達するための本会提案の研修会(支部委託研修会等)があれば協議する。

7 研究所特別研修

研究所等活用による専門的内容の研修を開催する。

8 愛知会独自の単位公開検討

受付票による出席管理を継続しつつ、事務局の負担も考慮しながら、愛知会独自の単位公開を継続協議する。各会員のポイント公開の意思確認をし、ICカード導入等、適正かつ効率的な事務処理ができるよう制度を検討する。

9 その他

- (1) 本会と支部の連携の充実及び支部研修への協力
- (2) 調査士特別研修(ADR 認定調査士)への協力
- (3) 支部、各部、公嘱協会、政治連盟との協力体制による研修・シンポジウムの検討
- (4) 不動産関連業界研修会への協力
- (5) 研修制度の見直し及び検討(研修会申し込み・配布資料の電子化、通信機器を用いた研修、愛知会専属学識経験者による講師準備含む)
- (6) 他会、他業種が行う研修について情報収集
- (7) 新入会員を対象とした測量実務研修に関する検討

広 報 部

令和2年度事業計画

広報部長 藏座卓也

会員向けの有益な情報伝達として、会務通信をより多くの会員に読んでいただける工夫をし、迅速かつ確実に発信していきます。外部向けの情報伝達としては、土地家屋調査士の認知度向上を目指し活動します。令和元年度に引き続き、会員向けの情報伝達と外部向け情報伝達を2本の柱として広報活動を継続しながら、令和2年度からは土地家屋調査士制度をさらに発展させるために、率先して全国の土地家屋調査士会に愛知会の取り組んでいる情報を発信していきます。

広報活動は、地道な活動ですが、将来の土地家屋調査士制度の発展のために広報部・広報委員会が一丸となり、過去、現在の情報に加えて、未来を創造させる情報を発信し、活動していきます。

また、「寄附講座」、「インターンシップ」、「大学生のための資格業ガイダンス」等、学生層向けの広報活動によって土地家屋調査士の受験者拡大を目指します。

1 会員向け情報伝達

- (1) 会報「会務通信」の発信
法務局・連合会からの情報、理事会、研修会等の活動報告を確実に伝達するために発信する。また、各部と連携を図り、迅速に掲載する。
- (2) 各種発行紙の電子化を継続して実施する。
- (3) 「本会ホームページ」の管理、運営
ホームページの内容の充実及び迅速な情報伝達に努めるとともに、スマートフォンなどのタブレット機器にも対応したホームページに変更する。
- (4) 広報委員会の広報活動の充実を図る。

2 外部向け情報伝達(制度広報)

- (1) 「きょうかい君・あいちゃん」等を活用した制度広報の方法を実施する。
- (2) 無料表示登記相談会等の開催に協力することを通しての制度広報を実施する。
- (3) 各種専門学校や各部と連携し制度広報を実施する。
- (4) 土地家屋調査士を広報するためのグッズを考案し作成する。
- (5) 名刺広告等、対外的に土地家屋調査士をアピールする活動を継続して実施する。
- (6) 広報誌「地図読み人」を発刊する。
- (7) 70周年記念誌を発刊する。

3 寄附講座運営委員会

- (1) 名城大学での寄附講座を実施する。
- (2) 中部ブロック事業として寄附講座へ協力する。
- (3) 他大学等での新規開講や出前講座を目指す。
- (4) 令和3年度以降の講師の養成を図る。

4 学生層への資格制度広報

- (1) 「寄附講座運営委員会」への支援
- (2) 「インターンシップ」の実施

土地家屋調査士事務所でのインターンシップを検討している学生への積極的なアピールを行う。また、寄附講座の受講生に対しても寄附講座運営委員会と連携し、参加を呼びかける。

5 名古屋自由業団体連絡協議会

(1) 「フレッシュマンフォーラム 10' 」

各資格者団体の新入会員が一堂に集い、個別に業務関係のネットワークを構築する場として定着しており、令和2年度も積極的に新入会員へ参加を呼びかけ、開催を支援する。

(2) 「中堅フォーラム 10' 」

各資格者団体の中堅会員が一堂に集い、個別に業務関係のネットワークを構築する場として平成30年度から参加しており、令和2年度も積極的に中堅会員へ参加を呼びかける。

(3) 「大学生のための資格業ガイダンス」への参加

学生に対して土地家屋調査士を職業選択の一つとして提供できる場と考え、積極的に参加する。

(4) 「生活お困りごと無料相談会」

一般の方へ土地家屋調査士制度をアピールする場と考え、積極的に参加する。

6 その他

日本土地家屋調査士会連合会、中部ブロック協議会の広報活動情報を収集し、愛知会独自の広報を発信する。

資料センター運営委員会

令和2年度事業計画

委員長 中津川翔紀

令和2年度は令和元年度に引き続き、本来の業務である資料の収集保管・開示に傾注することを主眼として資料センターの運営に当たります。

資料センター運営委員が、退会する会員の提供資料を収集し、保管を目指します。

今後も当委員会では、可能な限り最小コストで土地家屋調査士を取り巻く業務環境の変化に対応し、本来期待される機能の充実を図りつつ事業遂行に努めます。

1 基本事業の遂行

資料センター運営委員会規則第6条に基づく資料の収集、保管、登録及び開示活動を行う。

2 資料センターの利用拡大

- (1) 新入会員研修等の機会を活用し、業務遂行に資料センターの活用を啓発する。
- (2) 退会する会員の提供資料について、収集及び開示方法を検討する。
- (3) 名古屋市内の測量履歴の収集及び開示を行う。

3 開示情報・方法の更新整備

広報部と連携しホームページ掲載情報の更新を図る。

4 あいち地籍に関する活動

地域の慣習に関する情報を収集整理し、情報の共有を図る。

あいち境界問題相談センター運営委員会

令和2年度事業計画

委員長 北條政郎

あいち境界問題相談センター(以下「センター」という。)は、平成14年10月に、全国初のADR機関(裁判外紛争解決手続機関)として設立され、その後、平成23年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく法務大臣の認証を受け、現在に至っています。

令和元年度は、中日新聞の記事、無料減額キャンペーンが開始されたことに伴い、これまでにない申立件数を得られました。現在、相談から申立てに繋がりそうなもの、和解に向けて継続中であるものなど様々な状況で進行しております。件数に限らず、和解に繋がられる申立案件を増やすことで、ADRがより身近な解決方法となるよう努めます。

令和2年度も、会員を中心としたセンターの利用促進を図るべく、広報活動を強化し、国民に信頼される組織となることを目指して参ります。

1 制度広報の充実

- (1) 広報部と連携し、会務通信センターニュース、フェイスブックの改善を継続する。
- (2) 業務サポートセンターの相談窓口を通して、認定調査士の活用を図る。
- (3) 会員へ制度の理解を深めるための研修等を行う。
- (4) 各機関との連携において無料相談会等を活用し広報を行う。
- (5) 官公署、他土業団体、他のADR機関等へパンフレット等を利用した広報活動を行う。

2 他のADR機関及び他土業団体機関等との連携

- (1) 愛知県弁護士会との意見交換会及び研修会により連携を強化する。特に紛争解決センターとの連携を重点として行う。
- (2) 法務局筆界特定室との連携に努める。
- (3) 連合会及び他会の境界問題相談センターとの情報交換に努める。
- (4) 日本司法支援センター(法テラス)との連携に努める。
- (5) 上記以外のADR機関等との連携を検討する。

3 担当者及び認定土地家屋調査士等の研修

センター規則に定める調停人候補者、調査員候補者、鑑定等実施員候補者及び運営委員並びに認定土地家屋調査士等を対象にした研修を実施し、人材育成と会員の資質向上に努める。

4 ADR法認証機関としての規則、運営の整備・検討

- (1) ADR法認証機関としての規則、運営上の問題点の整備に努める。
- (2) 実務に即した運営方法を検討し、センターの活用を図る。

5 センターの利用促進

- (1) ADRの申立費用、期日費用、簡易調停等の無料減額キャンペーンを再開する。
- (2) 企画部と連携し、業務サポートセンター等を経由した申立てに対応する。
- (3) 相談窓口の充実、各担当者の連携を強化する。
- (4) 応諾率の向上に努める。